

令和6年度第4回東久留米市社会福祉審議会及び令和6年度第4回包含計画検討部会  
会議録

日時：令和6年10月16日（水）  
午後7時00分～9時00分  
場所：701会議室（市役所7階）

【事前配付資料】

資料1 東久留米市地域福祉計画（第4次改定）素案

1 開会

事務局：

皆さんこんばんは。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。それでは定刻となりましたので、ただ今より、「令和6年度第4回東久留米市社会福祉審議会及び包含計画検討部会」を開催いたします。

本日の開催につきましては、東久留米市社会福祉審議会条例第6条の規定により、審議会委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができないとなっております。本日の欠席者は2名となっております。出席者は半数に達しておりますので会議が成立していることをご報告させていただきます。

ご連絡でございます。審議会につきましては、本日を含め残り3回となります。本日と次回で素案を決定し、12月にパブリックコメントを実施した後、年明けに1回行い案を決定するといった流れになります。どうぞよろしくお願いいたします。

議題に入ります前に、会議の傍聴についてでございますが、令和5年度第1回審議会でご確認させていただいたとおり、傍聴希望がございましたら許可することとさせていただいておりますので、ご承知のほどよろしくお願いいたします。

配付資料の確認

事務局：

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。本日、机上に配付しております資料につきまして、確認をお願いいたします。まず、今回の審議会及び部会の次第が1枚。資料1「東久留米市地域福祉計画（第4次改定）（東久留米市成年後見制度利用促進基本計画、東久留米市再犯防止推進計画）（素案）」と書かれた資料が1部。また、次回の社会福祉審議会及び包含計画検討部会の開催通知が1枚。以上となります。皆さん、ございますでしょうか。

ここからは議事進行を会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

会長：

皆様、改めましてこんばんは。早いもので、今日で10月半ばですね。本当にあっという間です。キンモクセイの香りがすごくして、東京でもキンモクセイの香りがすると驚きました。季節的にはようやくいい季節になったのですが、今年ももう終わりに近づいてきてしまうなか、今のお話のとおり、この審議会もほぼ残り3回ということで、振り返ればいろいろ皆様のご意見もいただいてきた想いと、深め切れていないなあという想いと、両面を今感じながらも今回と次回である程度中身を固めなければならないというような時期に差しかかっておりますので、改めましてご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。本日は前回いろいろとご意見いただいたところを事務局のほうで修正をいただいております。前半少しその説明が長くなってしまうのですが、またいつものように行ったり来たりしていただいてもかまいませんので、忌憚なくご意見をいただければということで、よろしくお願いいたします。

## 2 東久留米市地域福祉計画（第4次改定）の素案について

会長：

それでは、次第2ということで、「東久留米市地域福祉計画（第4次改定）の素案について」ということで、事務局のほうからよろしくお願いいたします。

事務局：

それでは、地域福祉計画（第4次改定）の素案についてご説明させていただきます。お配りの資料1「東久留米市地域福祉計画（第4次改定）（東久留米市成年後見制度利用促進基本計画、東久留米市再犯防止推進計画）（素案）」をご覧ください。

前回の審議会におきましては、計画の骨子案をお示しいたしましたが、全体の構成に大幅な変更はございませんので、本日は、修正や追加があった部分についてご説明させていただきます。

まず、目次をご覧ください。繰り返しになりますが、全体の構成といたしましては、大幅な変更はございません。第1章「地域福祉計画の改定にあたって」、第2章「地域福祉を取り巻く現状と課題」、第3章「計画の基本的な考え方」、第4章「施策展開」、第5章「計画の推進方策」、以上の5章構成とし、最後に参考資料を掲載してございます。各章の項目立てにつきましても、大幅な変更はございませんが、第3章の「計画の基本的な考え方」の基本目標と施策体系につきましても、前回の時点では、分けて記載しておりました。この社会福祉審議会の中で、基本目標が施策にどうつながっていくのかがわかりづらいのご意見がございましたので、一体的に記載することにいたしました。

それでは、ここからは、章ごとに、追加や修正があった点につきまして、ご説明させていただきます。

初めに、第1章「地域福祉計画の改定にあたって」についてでございます。

3 ページの「1 計画改定の趣旨」をご覧ください。第1段落目の「自助・共助・公助」という表現につきまして、「互助」という文言を追加してございます。また、下段の本計画に用いる用語の定義につきまして、表の文言を若干修正してございます。

また、4 ページに「地域福祉」「成年後見制度」「再犯防止」についてのコラムを掲載してございますが、いずれも社会福祉審議会等の意見を踏まえ、文言を若干修正してございます。

続きまして、11 ページの「4 計画の期間」をご覧ください。ここでは、地域福祉計画に関係する各種計画の計画期間を記載してございますが、中ほどにございます障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画につきまして、前回の社会福祉審議会でお示した骨子案では、ひとまとめにし、3年ごとの計画と記載してございましたが、正確には、障害者計画は6年ごと、障害福祉計画・障害児福祉計画は3年ごとの計画でございましたので、それぞれ分けて掲載いたしました。また、健康増進計画（わくわく健康プラン東くるめ）につきまして、骨子案では5年ごとの計画と記載してございましたが、正しくは令和7年度から令和18年度までの12年の計画でございましたので修正をいたしました。

続きまして、13 ページの「6 SDGs（持続可能な開発目標）の推進」をご覧ください。社会福祉審議会の中で、SDGsが目指す社会は、地域福祉計画の根幹となる地域共生社会という考え方に通ずるものがあるため、その旨記載した方がよいとのご意見がございましたので、本ページ上段の説明文の最後にその旨を追記いたしました。

第1章の修正・追加は以上でございます。

続きまして、第2章「地域福祉を取り巻く現状と課題」についてでございます。

22 ページの「3 地域福祉のテーマ」に記載してございます、予想される社会の動きの「エ」及び「カ」につきまして、社会福祉審議会の中で、説明文がわかりづらいとのご意見がございましたので、文言を修正してございます。

23 ページから 34 ページにかけては、地域福祉に関するテーマを大きく4つ設定し、市民意識調査や審議会等の意見を踏まえ、4つのテーマごとに地域福祉のキーポイントを設定し、記載してございます。大幅な変更はございませんが、前回の社会福祉審議会からの変更点といたしましては、「地域福祉のキーワード」という表現を、社会福祉審議会の意見を踏まえ、「地域福祉のキーポイント」という表現に変更してございます。

第2章の修正・追加は以上でございます。

続きまして、第3章「計画の基本的な考え方」についてでございます。

37 ページの「1 基本理念」についてでございますが、社会福祉審議会の中でも2度ご審議いただき、本ページにお示ししてございます。案としまして、

「世代も分野も超えてともに支え合う 誰もが主役の『東久留米の地域づくり』」  
を基本として考えておりますが、

「みんなつながれ！ 誰もが主役の『東久留米の地域づくり』」

「みんなつながる みんな安心 みんないきいき とともに創ろう 東久留米の地域福祉」

以上の2案も候補として残しております。本日も審議いただければと思います。

続きまして、38 ページの「2 基本目標と施策体系」についてでございます。先ほど、冒頭のご説明でも申し上げましたが、前回の社会福祉審議会の中で、基本目標の内容、基本目標と施策のつながりがわかりづらいとのご意見がございましたので、お示しのとおり、見開きで一目でわかるようにいたしました。

続きまして、40 ページの「3 地域福祉を推進する3つの層の考え方」についてでございます。ここでは、圏域という表現を「3つの地域」という表現に変更してございます。また、上段の図の近隣地区につきまして、前回の社会福祉審議会から、中学校区を追記してございます。

続きまして、41 ページの「4 重点取組」についてでございますが、重点取組の1から3の概要について、全体のイメージがつきやすいよう、41 ページを追加いたしました。42 ページから44 ページにかけては、重点取組1から3における取組・事業をそれぞれ記載してございます。重点取組ごとに設定いたしました各取組・事業につきましては、前回の社会福祉審議会では一部記載していない部分がございますが、今回の素案ではすべての取組・事業について、現状と方針を記載してございます。

第3章は以上でございます。

続きまして、第4章「施策展開」についてでございますが、47 ページから57 ページにかけて記載してございます。第4章につきましては、変更・追加が多くございますので、改めてご説明をさせていただきます。

第4章「施策展開」では、4つの基本目標ごとに設定をいたしました各施策の概要について、そして、施策を進めていくための取組・事業について記載してございます。

それでは、各施策について改めてご説明させていただきます。

まず、47 ページの基本目標1「誰もがつながり、支え合う地域づくり」の「(1) 市民同士の身近なつながりを広げる」についてでございます。当施策は、市民生活の中の日常的なつながりを広げることを目的としたものであり、生活文化課、福祉総務課、健康課、生涯学習課、図書館、産業政策課の取組を記載してございます。

続きまして、48 ページの「(2) 地域で支え合う活動を後押しする」についてでございます。当施策は、地域福祉にかかわる人材の育成、ボランティア等の活動の場づくりを目的としたものであり、福祉総務課、介護福祉課、健康課、図書館、児童青少年課、障害福祉課、指導室、環境政策課の事業を掲載してございます。また、事業名の左に★印がついている取組につきましては、先ほどの第3章の「4 重点取組」で設定いたしました取組となります。

続きまして、「(3) 地域での温かな交流の場を広げる」についてでございます。当施策は、地域住民が中心となって行う交流の場や居場所づくりを応援することを目的としたものであり、児童青少年課、教育総務課、生涯学習課、介護福祉課の取組を記載してございます。

続きまして、「(4) 社会とのつながりを支援する」についてでございます。当施策は、社会とつながりづらい人、つながりを求める人の機会をつくることを目的としたものであり、福祉総務課、産業政策課、生涯学習課、障害福祉課、児童青少年課、指導室の取組を記載し

てございます。

続きまして、「(5) 地域づくりを応援する体制を充実する」についてでございます。当施策は、地域で支え合う活動を一層進めるため、その中心となる地域福祉コーディネーターの体制を充実することを目的としたものであり、福祉総務課の地域福祉コーディネーターに関する取組を記載してございます。また、この下に、地域福祉コーディネーターのコラムを追加いたしました。

続きまして、50 ページをご覧ください。ここからは、基本目標 2 「地域課題や困りごとの発見・相談・支援の仕組みの充実」についてでございます。

まず、「(1) 地域課題や困りごとの発見・相談の仕組みを充実する」についてでございますが、当施策は、多様なチャンネル・方法で課題・ニーズを把握する仕組みを充実することを目的としたものであり、地域福祉コーディネーターや生活困窮者自立支援事業に関する重点取組をはじめ、障害福祉課、健康課、介護福祉課、こども家庭センター、生活文化課、指導室の取組を記載してございます。

続きまして、「(2) 住民、地域活動団体、関係機関等が協働する仕組みを充実する」についてでございます。当施策は、地域課題に対応するための関係団体、事業者、関係機関同士の協働を進めることを目的としたものであり、福祉総務課、企画調整課、生活文化課、健康課の取組を記載してございます。

続きまして、「(3) 情報提供と福祉サービスの質の向上を図る」についてでございます。当施策は、情報のアクセシビリティの向上、福祉サービスの質の向上を目的としたものであり、秘書広報課、図書館、障害福祉課、生活文化課、子育て支援課、介護福祉課の取組を記載してございます。

52 ページをご覧ください。ここからは、基本目標 3 「多様性の尊重と権利擁護の推進」についてでございます。

「(1) 誰もが暮らしやすい地域づくりを進める」についてでございます。当施策は、お互いの違い、背景、価値観等を認め合う多様性の尊重、偏見や差別をなくす心のバリアフリー、福祉施策に当事者の意見を反映すること等を目的としたものであり、生活文化課、障害福祉課、介護福祉課、指導室、福祉総務課の取組を記載してございます。

続きまして、「(2) 一人一人の権利が尊重される社会を形成する」についてでございますが、当施策は、「東久留米市成年後見制度利用促進基本計画」という位置づけでございます。改めてではございますが、「成年後見制度利用促進基本計画」、そして後ほど説明いたします「再犯防止推進計画」は、いずれも地域社会全体で考え、支えていくものであり、その考え方は、地域共生社会の実現にも大きくつながっていくことから、地域福祉計画に包含し、一体的に進めていくものでございます。53 ページの上段から中段にかけては、計画策定の趣旨や主な取組について記載し、53 ページ下段から 54 ページの上段にかけての表では、成年後見制度の利用を促進するための 4 つの分類を設定し、それぞれの分類ごとに所管部署の取組を設定してございます。推進体制につきましては、計画の進捗状況を成年後見制

度中核機関運営委員会に報告するとともに、今後の法制度の変更等を勘案して、適切な利用促進策を検討、実施いたします。54 ページの下段には、成年後見制度の利用促進の基本的な考え方についてのコラムを追加してございます。

続きまして、55 ページをご覧ください。ここからは、基本目標4「安心して暮らし続けられる地域づくり」についてでございます。

「(1) 立ち直り支援の気運醸成とネットワークを構築する」についてでございますが、当施策は、「東久留米市再犯防止推進計画」という位置づけでございます。先ほどご説明いたしました「成年後見制度利用促進基本計画」と同様、計画策定の趣旨、主な取組について記載しております。56 ページ上段の表には、再犯防止を進めていくための4つの分類を設定し、それぞれの分類ごとに所管部署の取組を設定してございます。推進体制につきましては、地域福祉計画の進行管理と連動させて推進いたします。下段には、再犯防止の取組についてのコラムを追加してございます。

続きまして、「(2) 緊急時に備え、日頃からのつながりを進める」についてでございます。当施策は、自然災害等の緊急時に備え、日頃からのつながりを進めることを目的としたものであり、防災防犯課と福祉総務課の取組を記載してございます。

続きまして、「(3) 市全体のユニバーサルデザインを進める」についてでございます。当施策は、当事者の意見を反映しながら、市全体のユニバーサルデザインを進めていくことを目的としたものであり、道路計画課、行政経営課（施設所管課）、環境政策課、管理課の取組を記載してございます。

第4章の説明につきましては以上でございます。

続きまして、第5章「計画の推進方策」についてでございます。

61 ページの「1 協働を基盤とする計画の推進」、62 ページの「2 計画の進行管理」につきましては、特段変更はございません。計画の施策・取組の実施状況、点検・評価時期や、本計画の見直し時期につきましては、必要に応じて計画の施策・事業の実施状況を点検することと、5年後を目途に見直しの必要性を検討するということとしています。

63 ページの「3 進捗状況を測る指標」についてでございますが、第3章の「4 重点取組」の中から7つの事項を抽出し、令和6年度を基準年度、計画の中間年度である令和11年度を目標年度とし、それぞれの目標数値を設定いたしております。

地域福祉計画（第4次改定）素案についての説明は以上でございます。

会長：

ありがとうございました。前回からの修正いただいたところ、たくさんありましたし、そこに内容もかなり具体的に充実して記入がされていますので、ちょっと整理していくのも大変だとは思うのですが、可能な限り皆様のご意見を出していただきたいと思います。

ただその前に、先ほど事務局のほうからお話がありましたとおり、37 ページの理念のところだけは今日決着をつけなければならないというようなところでございますので、ここ

が定まらないとこの具体的な内容も定まらないので、ここだけは今日確定させていきたいということでございます。先ほどのご説明のとおり、これまで2回、3回に渡ってこの文案を見ながら皆様方からご意見もいただいてきました。それを修正を重ねていただきながら、最終的に「世代も分野も超えてともに支え合う 誰もが主役の『東久留米の地域づくり』」が事務局のほうとしてこの意見を踏まえた形での最終案ではどうかというようなお話でございます。私も事前にちょっと拝見しましたが、いろいろこれまでご意見はありました。例えば、「みんなが」というところを障害分野からすると、その「みんな」に入れなかったからこそそういった表現を変えていかなければならないのではないかとご意見もありましたし、「世代を超えて」というようなところもさまざまな捉え方があるのではないかとか、こういったご意見もこれまでありましたが、最終的にはこのような案ではどうかというようなお話でございました。

ちなみに、6ページで説明がありました、今、日本社会が地域共生社会の実現に向けて、さまざまな福祉施策、例えば包括的な支援を体制としてつくろうというような施策が掲げられていて、地域共生社会を実現させるためにも包括的な支援体制という中で、37ページにある、世代とか分野を超えてみんなが一つでというような想いも、「包括的支援体制」という中には込められているのですね。そういったものともこの文言は通ずるという想いを私も感じながら読ませていただいております。ということで、37ページの基本理念につきましてもいかがでしょうか。まずこの部分のことにつきましてご意見いただければと思います。

委員：

「みんな」という言葉はよきイメージもありますが、やはり障害分野ではというところにとっても引っかけたはいたので、上手にまとめてくれたという感じです。少し硬いイメージがあるのかもしれないですが、これぐらい明確なほうがいいと私は感じました。

会長：

ありがとうございます。もちろん、こういった形で賛同といったご意見もいただきたいところですが、〇〇委員、以前このことについては私も勉強になるような発言をいただいたのですがいかがですか。

委員：

はい、いいと思います。少し硬いかもしれませんが、「誰もが」というところには本当に共感できる場所があると思っていますし、「主役」というところでは前回堀添さんのほうから誰もが主役になるということを大事にするという意見をいただいたので、そういうまちづくり、地域づくりというところではこの表現でいいのではないかと考えています。

会長：

ありがとうございます。その他の方、いかがですか。ぜひご発言いただける方がいらっしやれば。いらっしやいませんか。皆さんこういった文言で賛同いただけるという具合でよろしいでしょうか。ありがとうございます。皆様からそういった賛同の意思をいただけたと思います。では、私どもの審議会としては、「世代も分野も超えてともに支え合う 誰もが主役の『東久留米の地域づくり』』ということをして10年間の基本理念ということで提案をしたいということで、ありがとうございました。

それでは、ここからはボリュームもかなりございますので、行ったり来たりするかとは思いますが、お気づきになったところからぜひご発言いただければと思います。いかがでしょうか。1つずついきましょうか。

委員：

13 ページの「SDG s の推進」というところで、SDG s のうち基本計画でどこを大事にしていくかというので、「1、3、4、8、10、17」という形で挙げていただいていると思うのですが、39 ページのところになると思うのですが、施策のところではSDG s の目標のどれに関連しているのか、これだけピックアップしたからにはどこに対応しているのかということがあるとより明確でわかりやすいのではないかと感じました。

会長：

ありがとうございます。そうですね。13 ページでせつかくここに表記しているわけですから、39 ページのほうでもどこにつながっているのかということ欄外とかに例えば書いてあったりとか、そういういろいろな工夫はできるかと思えます。そういったご意見でした。それについては何かありますか、事務局のほうで。

事務局：

そうですね。この目標を6個掲げているのは、この上位計画である「東久留米市第5次長期総合計画」に示された目標ですので、どこにつながるかについてはわかりやすくできるかどうか検討してみたいと思っております。

会長：

ありがとうございます。必ずしもこの「1、3、4、8、10、17」が、ばっちり39ページにならないかもわかりませんが、つながるものはここにぜひ表記していただいたほうが、読み手としてもより意識をしていただけると私も思うところです。そこを検討いただければと思います。続きましていかがでしょうか。

委員：

「2 基本目標と施策体系」の39ページの「基本目標の内容」についてですが、全体的に一文が長過ぎて意味を取りにくいところがあるものですから、もう少し文章の書き方を工夫される必要があるのではないかと思ったのですね。

会長：

ありがとうございます。「基本目標の内容」というところですね。一文が説明文が少し長いのではないかという今のご意見でした。このことでもし何かコメントがあればですが、事務局のほうで。

事務局：

ここは、内容を変更せずに文章を短くし、短文を繰り返す形のやり方に直す方向で検討したいと思います。

会長：

ありがとうございます。ここは、日本語の使い方というか、表記の仕方だと思いますので、よりできる限りわかりやすくしていただければと思います。

委員：

私は保護司をやっていますので、「立ち直り支援の気運醸成とネットワークを構築する」ということで、55ページの再犯防止推進計画についてです。我々保護司は25名いるのですが、大津の事件で面接を自宅でやっていて殺害された保護司の方がいて、今自宅で面接をするというのが非常に敬遠されていますので、ぜひ市の関係の施設とかそういう所を面接会場ではないですが提供していただけたらと思います。市役所のいろいろな場所がありますよね。そのあたりを使わせていただけないでしょうか。再犯は、皆そういう方を嫌がります。要するに、犯罪を犯して立ち直ろうという少年とか大人の方でも大変いるのですが、やはりそういう所で白い目で見られる部分は非常に多くあるのです。就職もできないとか、そういうので、面接会場ではないですが、我々保護司も市の施設とかで面接できればありがたいと思います。例えば、人が多くいたりレストランとかそういう所でも呼び出して面接しているのです。ただ、自宅というのはやはり危険で、保護司のなり手がいないのは、だいたい奥さん方がそんな人に家になんか来てもらいたくないということで、保護司のなり手が本当にいないのです。そういう正義感がある人はたくさんいるのですが、やはりそういうところはネックになっていて、面接ができる場所とかがとても必要性が出てきている時代だと思うので、その辺も行政のほうで考えていただけるとありがたいと思います。

会長：

ありがとうございます。大変貴重なご意見をいただいたと思います。今の話は2つの側面

があると思ってお聞きしていました。1つは、犯罪を犯した方が人目を気にせず人目につかない所で安心して相談できる、犯罪を犯した方のためにとということで、もう1つは、この方々を支える保護司の方々が安心してその役割を發揮できる、あるいは家族の理解とかを得られるために、そういった場所の確保やその支援というような側面ということですね。

委員：

皆、仕事を持って面接をしたりしていて、自宅が手狭だったり、昔は住職さんとかそういう方が多かったのですが、仕事を持ちながらそういう正義感のある人もいるわけです。そうするとやっぱり奥さんが嫌がるというのが80%から90%なのです。自宅に来て、特にこの時期事件があったりすると、絶対に嫌だとか。私も民生委員の知り合いの方がいますが、やはり民生委員をやられて保護司もやられている方などは、20年ぐらい前はたくさんいたのですが、そういう人が本当にいなくなっていました。民生委員をやられている方は、非常にそういう生活困窮者やいろんな部分を知っていますし、非常にありがたいのですが、そういう方が奥さんの反対でできないという人が結構いるのです。学校の先生もそうですが、やはり立ち直りをというのは、私なども思うのですが、東久留米の少年の犯罪は減らないのです。そういう子は、非常に今の子はちゃんとしているのですが、友達関係でいろいろ変な方に行ってしまうのです。オレオレ詐欺ではないのですが、そういうのに使われて、という犯罪が非常に増えているので、そういう部分で保護司の大切さではないですが、ちょっとしたアドバイスで人間は若ければ若いほど変わると思うのです。そういう面でぜひそういう子たちが東久留米は結構多いので犯罪が減らないのです。20年やっていますが減少しないのです。その辺はやはりご協力いただければと思ひまして、よろしくお願ひしたいと思います。

委員：

関連なのかと思ひて手を挙げさせていただきました。私のほうは成年後見制度のことをお話しさせてもらうのですが、ここの表現は成年後見の利用促進ということで、ただやはり成年後見についてもいろいろ課題がありますので、先ほど村野さんが言ったように時代に即した形での内容を精査する仕組みのようなものが書かれていると、ただ単に利用しなさいとか、こういう仕組みがありますということではなく、これは10年の計画なので、10年先とても想像ができないような社会になっている感じもするので、「時代に即した支援を検討していきます」のような文言を入れていただけるとありがたいし、成年後見は少し使いづらいついとか、後見の担当を担っている方ももう少し広く成年後見を担ってもらえる人がいたら広がるのではないかという、また仕組みの問題もあると思うので、そういった改善のような、基本的には「一人一人の権利を守るための仕組みも同時に考えていきたい」といった文言が入るとありがたいと思ひました。

会長：

ありがとうございます。1つずつ確認していきますが、1つは最初の●●委員がおっしゃった、犯罪を犯した方が立ち直るためにという側面と、その方を支える保護司を支えるためにというようなところを盛り込めないだろうかというお話だったと思いますが、事務局のほうでまずこの点について今何かコメントできることはありますか。

事務局：

面接会場の提供につきましては、今のところ平日役所が開いている時間にしか提供はできていないという現実があります。その先どうしていくかは内部で検討して保護司さんの意見等を聞きながらやっていく内容であると思います。ここでは、「民間協力者(保護司等)の活動支援」という中で実施していくものだと思っております。

会長：

ありがとうございます。当然具体的に会場を土日も貸しますとかそういうことはもちろん表記できるものではないと思いますが、例えば 55 ページの「計画策定の趣旨」の中に、保護司の方がいて協力する存在として当たり前にここに表記されていると思いますが、この保護司を支えていくといったニュアンスの一言があるだけでも違うのではないかと今思ったりもしました。保護司さんというのはもちろんこれからもいらっしゃるのですが、この保護司の方々を支えていくこともまた大切なことなのだというようなニュアンスが、もし入るといいと思いますので、ご検討いただければと思います。

もう 1 点、53 ページのほうで関連するということでご発言いただきましたが、磯部委員のおっしゃった成年後見制度についてですが、この制度についてはいろいろ課題はありますが、それにしてもさまざまな時代背景とともに社会課題というものがいろいろ変わっていて、それに即した推進をしていかなければならないという文言が少しニュアンスとしてあったらというようなご発言だったと思いますが、いかがでしょうか。

事務局：

先ほどの再犯防止のところと成年後見制度の利用促進の基本計画についても、言葉が入れられるような形になれるかどうか検討して考えていきたいと思っております。

会長：

ありがとうございます。ここでこのように文言を変えますとは当然なかなか言えないので、少し、全体の文章バランスもあるかと思っておりますのでご検討いただければということでございます。

委員：

また戻るのですが、39 ページの先ほどのところです。基本目標3の「多様性の尊重と権利擁護の推進」というところで、基本目標の内容に対して、施策が2つになっているのですが、この内容からすると、もう1つ「当事者等が参画する地域づくりの実践」というところが抜けていると思われました。

会長：

ありがとうございます。39 ページですね。基本目標3のところ、基本目標の内容に対して施策のところ、もう1つ「当事者等の参画」というような施策が入るべきではないかという今のご発言でございました。この辺は後ろのページの基本目標3と関わるところのようですがいかがでしょうか。

事務局：

52 ページをご覧くださいますと、「(1) 誰もが暮らしやすい地域づくりを進める」というところに今のような意見も入れる形で、「当事者（高齢者、障害者、子ども、家族）や事業者の意見を福祉施策や地域づくりに反映する取組を進めます。」という形で入れさせていただいているところでございます。

会長：

ありがとうございます。それを施策という形にはできるのですか。

事務局：

「(1) 誰もが暮らしやすい地域づくりを進める」をさらに細分するという形になってしまいます。これのほうはバランスとしてはいいうちでは考えているのですがどうですか。

会長：

基本目標3が、施策(1)(2)で分かれていて、(3)まではなかなか増やせないということですね。

事務局：

(1) が逆に薄くなってしまうのです。

会長：

(1) の中に今の参画という意味合いが含まれてた形になっているということですね。なるほど。よろしいでしょうかというのもあれですが、そういう建付けになっていて、(1) の中に参画というところの意味合いが入っているという説明だったと思います。

そういった感じで、疑問点もここでどんどん解消していったほうがいいです。

委員：

何点かあったのですが、今の流れの部分の特にとしまして、38 ページの今回先ほど皆さんの合意を得た基本理念ですが、この基本理念をここに掲げているというところでは、「誰もが主役」ということと「世代も分野も超える」ということが、重点目標なり基本目標なり施策の中に、これがそうだよねというものがないとまずいと思っています。そこが少し弱いのかと思ひまして、今△△委員がおっしゃっていただいた部分のところも、たぶん当事者の意見を反映するというところでは主役という形で当事者の方が活躍するというところでは弱いという感じで、やはりここだけではな、ということがあるのかなと思っています。「誰もが主役」というところを、まずはこれからそれを育ててくると思うので、文言としてきっちりと基本目標とかの施策の中でここがそうだと分かるようにする必要があるというのと、「世代も分野も超えて」というところでいきますと、やはりその辺で見ると、例えば48 ページのあたりに、前半のところでサードプレイスというところで世代を超えた交流をつくっていかうということがありますが、48 ページの居場所の書き方だと、まだまだ世代とか分野がそれぞれの居場所をつくっていかうということで、その居場所同士がネットワークを組んだりとか、そういった世代を超えて対応していかうというような、その推進力の部分が少し弱いと感じています。それは同様に50 ページのところでも、困りごとを発見するというところで、市のほうで実施されている分野別のさまざまな相談を主な取組として掲げてくださっているのですが、やはりその世代・分野を超えてとかそこら辺のことを深く考えると分野を超えた相談機関同士がお互いに力を合わせていくようなところに、地域福祉コーディネーターの相談支援とかの意味を見出していく必要があると思っています。そこが少し気になったところです。

会長：

ありがとうございます。非常に重要なご指摘かと思ひます。先ほど「世代も分野も超えてともに支え合う 誰もが主役の『東久留米の地域づくり』」という理念を決定したならば、「世代も分野も」あるいは「誰もが主役の」ということがつながる施策というところがはっきりわかるような形を示すべきではないかという今のご発言でした。まったくそうだと思いますがいかがでしょうか、この点につきまして。

事務局：

それに沿った形になるように検討してみたいと思ひます。

会長：

ご検討いただけるということで。見せ方もあるというところもありますので、このあたり時間もないところだと思ひますが、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。続きましていかがでしょうか。もうページ数行ったり来たりでかまいませんので。

委員：

44 ページの重点取組3「地域福祉に関わる人材の育成と活動支援」というところですが、具体的に挙げられているのが民生・児童委員への活動支援と認知症サポーターの方、ゲートキーパーというところに割と分野に狭められていると思いました。先ほど磯部委員が言った「時代に則した」とか「世代も分野も超えた」のような部分や、やはり先ほど村野委員に言っていただいた再犯防止や、成年後見の問題とか、さまざまな問題に影響するような人材育成が必要になってくると思います。49 ページのところに地域福祉コーディネーターのコラムがあるのですが、地域福祉コーディネーターの4番目の機能のところ「担い手育成を検討する」というところが入っていたりするので、重点取組の42 ページや43 ページに地域福祉コーディネーターによる活躍の具体的なところがあると思いますが、ここで地域福祉コーディネーターが見つけた地域課題やニーズに応じて、そこはたぶん具体的なものになってくると思いますが、再犯防止や生活困窮の問題やさまざまなニーズが発見されてくると思うので、それに応じた人材育成のようなことが書かれると少し幅が広がるのではないかと思います。地域課題を見つけたらそこに関して人材育成をしていくことは、56 ページの「民間協力者」というところにもつながると思うので、まさに世代も分野も超えて時代に即した人材育成ができるような取組というのも挙げていただければどうかと感じました。

会長：

ありがとうございます。今のご発言はその前段のご意見とつながるポイントのご発言だったと思います。44 ページの人材育成と活動支援というところには、現状3つ書かれていますが、1つは時代に即した社会課題に即した人材を課題対応していくという先ほど磯部委員の発言にもあったところに通ずるので、そういった新たな課題に対しても向き合っていくようなことが少し書かれていたら、さらには地域福祉コーディネーターがそういった人材育成のところも担うというか推進していくと進めていくと。

委員：

地域福祉コーディネーターだけが抱え込むのではなく。

会長：

とてもいい意見だと思います。そういった関わりやすい方々が新たな人材としてそういった役割を担っていく、それをサポートしていくあるいは生み出していくお手伝いをしていくのが、地域福祉コーディネーターの役割にも今後非常に重要になってくるのではないかと思います。だからこそ、42 ページの中にもそういった文言が触れられていればいいのではないかというご発言ですね。

委員：

障害を持った人の犯罪も実際増えていて、そういう方との対応はとても難しいのです。だから今おっしゃったように、横の連携ではないが、そういう方たちに相談したいと思うケースも結構あるのです。なかなかそういう専門分野でないのでわからない点がかなりあるので、そういうところと各種団体と交流を持つのも必要であると思います。どうしても、犯罪というと警察とかそういう部分の交流は結構あるのです。ただ、今おっしゃったみたいなケースも増えているので、そういう対応の仕方とかもやはり考えていかなければならないのではと思い、今とてもありがたい意見でした。

会長：

ありがとうございます。今、結構いろいろな視点が含まれたご発言をいただいたと思いますが、この時点で何か事務局のほうでコメントはございますか。

事務局：

いろいろな意見がありましたので、ここは一回精査してみるところではないかと感じました。

会長：

そうですね。今とても複雑なところ、でも1個1個見ていくと関連していろいろな施策につながれるというような話だと思うので、そこは少しご検討いただいて。

それに上乘せして申し訳ないのですが、私の意見として、地域福祉コーディネーターの存在というのは非常に重要ですし、これまで東久留米市社協さんのほうで実践されてきて、その評価も得て、モデル地区からさらに広げていこうということになっているので、非常にこれからもそこを生かしていければと思うのですが、一方で、地域福祉コーディネーターは自分がすべてを背負うのではなく、例えばケアマネさんにしてもヘルパーさんにしても障害者事業の相談支援員にしても、それぞれの専門領域の中で、地域福祉の担い手になっていくというのです。それは、すべてを担うのではなく、それぞれの領域の中で地域福祉の機能を発揮していくというような、今後そういったことを目指していかなくてはならず、そのある意味先導役というか先頭に立っていくのが今いらっしゃる地域福祉コーディネーターになっていかなくてはならないというのが、私の個人的な意見なのですが。そういった長い10年の時間をかけて、地域福祉コーディネート機能という言葉にいただいたのが非常に意味があると思うのですが、その地域福祉コーディネート機能というものをさまざまな領域で発揮できるようにしていくといった目標のようなものが、41ページの例えば重点取組1の中の文言に少し含まれていたりするのではないかとというのが私の意見でございました。先日も事務局とはそんなやり取りをしていましたので、特にコメントは必要ありません。では続きましていかがでしょうか。

委員：

前回もお話しさせていただいたのですが、やはりお祭りというのは地域のつながりを強めていくのにとっても大事なものののではないかと考えています。47 ページに「市民みんなのまつり運営事業」とあるのは、駅前の行政がやってくれている祭りだと思いますが、東久留米の地域にはいろいろなお祭りがたぶんあると思うので、そういったお祭りを支えていくというか、そういうことでこういう輪も広がっていくという意味で、そういうところもどこかに入れていただくと、地域交流としては大事であると考えています。ただ、市が関わると長続きしないので、民間で頑張っているところを市が後援してくれるような形でいいのではないかと考えています。私が今やっている障害のある人たちの夕涼み会などはもう 20 年ぐらいやっているのですが、市からは後援しかもらっていません。予算は自分たちで捻出しているというやり方をしているので、そういったことが市の負担にもならないのかなと思うのですが、ただそういうものがあるということは知っていただいて、地域交流の 1 つになるのではないかとこのところで活用していただけるといいと考えています。そういったお祭りということも本当に大事な要素の 1 つなのではないかと考えて発言させていただきました。

会長：

ありがとうございます。まさに地域の基盤をつくっていく 1 つの方法論でもあると、いろいろなところで言われています。祭りは方法論ですと言っははいけません、地域福祉を推進する側面からいくなれば、そういった方法論という位置づけも言えるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局：

(1) の下にいろいろ「取組を進めます」と書いてありますが、ここに「お祭り」という形に入れるのはどうですか。事業となると入れづらいので。

委員：

市がやるから「事業」という名前が付くという実情はあるのですが、そういう祭りをやるのではなく支えていく事業のようなものを、市としても考えていただくと、特に後援を行うとすごくやりやすいのです。市の後援があるからというところで。そういうような、たぶん地域でまだまだいろいろお祭りがあると思うので、そういうものも、最近少し縮小気味なので、活性化していくといいなというところでの事業のような感じで書いていただくとありがたいです。

事務局：

今ここでは明言できず、担当がうちの部署ではないので、担当のほうと確認してみたいと

思います。

会長：

ありがとうございます。今のやり取りをお聞きして思うのですが、そもそも地域福祉計画ですので、地域におけるお祭りというのが地域福祉の視点でいうと、なぜ大事なのかというところですか。そういったところが、例えばコラムで紹介をするとか、地域のお祭りが地域づくりの活性につながっているのだというような、そういうところを伝えていかないと、一般の人たちがこれを読み込むことは普通ないとは思いますが、それにしても意図が伝わらない可能性もあるという気もいたしました。そこをご検討いただければと思います。

委員：

自治会などでも、人と人のつながりをつくるために、自治会員になりたくないという人が多くいて、私の自治会も、どうしよう、役員のみなり手もないし、となった時に、2つの事業の、子どもたちを中心にした七夕祭りをやろうとか、高齢者を集めてバザーをやろうとか、そういうことをやった時に、社会福祉協議会が協力していただいてやったのですが、そういうところで、そういうのをやる時どこへ相談すればいいかというところもわかればいいと思います。自治会関係は生活文化課ですか。

事務局：

そうです。

委員：

そこで、地域の文化を支えるということで、生活文化課のほうで何か話しができればいいと思うのですが。

会長：

自治会とかの担い手がいない問題はもう本当に世の中で問題として取り上げられていますが、そういったところを後押しするためにも、どうでしょうか。この事業とはなかなか言い難いところもあると思うのですが。自治会支援のようなことはこの計画の事業の中ではありましたね。

委員：

書いてあるにはあるね。

事務局：

「自治会の活動を通じて」という形では書いてあるのですが。

会長：

何ページですか。

委員：

47 ページ。

会長：

47 ページの（１）あるいは 48 ページの（２）あたりも若干関わってきそうな雰囲気はある感じですか。これもコラムに逃げるわけではないですが難しいです。なかなかこのタイミングで新たな事業を起こすということはちょっと難しいかとは思っているので、そういった自治会の担い手や地域のそういったリーダーや、組織化とかまでいってしまうといろいろと問題があると思うのですが、こういったものを後押ししていくとか側面的に支えていくようなことを担うことが、地域福祉としても大事だというニュアンス事が少し入るといいのではないかというところでしょうか。

委員：

地元の自治会長もやったことがあるのですが、必ず自治会だと学校の関係やいろいろな部分の関係の、こういうイベントがありますよ、こういう何がありますよというチラシを回覧の中に入れて回すという形は結構効果があると思うのです。私も保護司をやっていたりして、今までは保護司をやっているということはあまり言えない部分があったのですが、今は学校の関係とかそういうのもそういう何かの活動をしているのを回覧で回して、例えば滝山のお祭りだとか、うちのほうの西団地のお祭りとか、氷川神社のお祭りとか、結構お祭りはあるのです。やはりそういう所はコロナが開けて人がかなり集まったりするので、地域の活性化には、今は皆ネットで調べて行ったりしますが、地域の中でそういうのは必要なのかと感じております。

会長：

ありがとうございます。ネット社会で IT がどんどん進んでも、やはりこういうじかの関わりというところも大事だと思います。ここにいらっしゃる皆さん、自治会であったりとかそういったコミュニティが大切だということはもう共通認識されていると思うので、だれも否定はされる内容ではないと思うのですが、このあたり計画の中でなかなか踏み込むのは難しいかもしれませんが、少し文章表現の中でその思いが入れ込められるかどうかご検討いただければと思います。なお、地域福祉計画ですので、市全体としての取組を示しているものに対してこの内容をより具体化してまた実践活動の計画としていくのが、社会福祉協議会が事務局をする地域福祉活動計画ということにもなってきますので、今みたいなどころの大切さというところをまた地域福祉活動計画の中でも触れていければと思いますの

で、ここにも同じく委員をやっていただいている方もいらっしゃいますし、私も関わらせていただいていますので、そちらのほうにもつなげていきたいと思います。

委員：

62 ページの PDCA サイクルのところですが、最後の段落のところ、「5年後を目途に本計画の見直しの必要性を検討します」とありますが、誰が検討するのかというのがないと思いました。できたら「この今の審議会をもう1度開いて」が入るとすっきりすると思ったのですが、それが明確に入れるのが難しい場合は、「市民を交えて」とかでもいいと思うのですが、誰と行うかというのが入るといいと思います。中でちょっとやってしまわれても、やったということになってしまうと、PDCA サイクルの意味がないと感じたので、ちょっと入れていただければと思います。

会長：

いかがでしょうか。

事務局：

今までの計画の中間見直しの中に、市民の方を交えて検討したことはたぶんないと思います。今後それをやっていくかどうかということなのですが、ここにも書いてありますとおり、関係する法律・制度の改正等が進んだ中で、計画を見直す必要が生じたといった場合には、またこういった審議会を開催するようになっていくと今考えているところです。その中でここに「市民の方を交えて」というのは「見直しをする際にはまたこういった審議会を開催して検討していきます」というような形での表現ができるのではないかと思います。

会長：

ありがとうございます。62 ページの文言ですね。見直しの必要性があればということだというのが今のところ前提だということですね。▲▲委員と私のたぶん共通だと思うのですが、これは私の意見ですが、10年計画というのはもちろんそれはそれでいいと思うのですが、10年の中でこの計画の進捗がどう進んでいるのか、これは地域福祉計画ですので、もちろん市民がじかにこの計画改定に関わるとかそういう類ではないのはもちろんですが、でも一番地域のベースにいらっしゃる市民の方々が、この計画に対してどのような関わりやどのような反応あるいは評価をしているのか、こういったことを確認していく作業はしていけないと地域福祉計画そのものの意味が薄らいでしまうと思いますので、同意見なのですが、ぜひ途中で、定期ではなかったとしても、例えばこの間ここで8月にやったような座談会をやってみて、地域の皆さんの声を拾う場をつくってみるとか、社会福祉協議会がやるような住民が集まる場の中で、ちょっとした座談会企画をしてみるとか、この計画にどのように市民の方々がつながっているのか、関わりを感じているのかなどなど、そういった聞

く機会を持つことも、進捗管理として位置づけていけるのではないかという思いを私も持っていますので、ぜひこの辺の文言をご検討いただければと思います。

委員：

先ほど再犯防止推進計画のところでのいろいろなご意見があったところですが、その前手で、昨今の問題として、SNS 等で簡単に犯罪に手を染めてしまうことが本当に怖い状態なのですが、そういったことをなくすという意味での地域福祉計画ではあるのですが、今こんな言葉は死語になっているかもしれませんが、「青少年の健全育成」であるとか、「犯罪が起きないための地域の目」であるとか、そういったところがどこかに入らないかと思ったところですが、困りごとの発見とか相談かとも思ったのですが、どうでしょうか。

会長：

ありがとうございます。

委員：

「青少年の健全育成」が、死語になっているのではということですが、私も障害福祉の仕事をしてもらって 40 年近くなるのですが、当初の頃は、中学生がボランティアに来ていただいて福祉士を目指してもらって、やってみたいと大学を出てから来るといったつながりが地域の中であったように思うのですが、今はもうほとんどそういったボランティア活動がなくなってきているというところでは、学校は学校で大変な部分もあるとは思いますが、初鹿さんの言ったような視点というのは、今からでもつくっていくと人と人との関わりというところの悩みみたいなものがあると、確かに SNS がこれからどんどん広がると思いますが、その中にやっぱりつながりというところも地域の中で地道につくっていくことがとても大事だと、今話を聞いて付け足してみようとお話ししました。

会長：

ありがとうございます。再犯防止に関わるご意見だったと思うのですが、いかがでしょうか。何かコメントはございますか。

事務局：

再犯防止というよりは、地域の目ということで、全然別の視点のほうに入れるべきものなのかと思って聞いておりました。どこかを探しているところですが、どういう形になるかわかりませんが、ご意見としてちょうだいいたしました。

会長：

ありがとうございます。では、関連するというところでお願いします。

委員：

私も未然に防ぐというところは大事だなと思ったのですが、先ほど〇〇委員が少年犯罪とか犯罪自体が減っていないと言ったのですが、減っていないのではなくて増えているのです。実際のところ、特に少年犯罪は増えていて、令和5年度でも4年から13%少年犯罪は増えていると言っていて、その背景には何があるのかというとやはりSNSで、なぜそんなふうに簡単に利用してしまうのかというと、つながりの希薄さだったり、あとは発達障害とか境界知能とかそういった精神障害の部分も絡んでくる部分も大いにあると思います。IQが70~85という境界知能と言われる方々は、知的障害とも診断されずに、世の中の常識からも取り残され、理解できなくてうまくついていけず、人とのつながりだったり経済的に何かを得るために犯罪に簡単に手を出してしまいます。少年院の法務教官の知り合いの方から、その方からもかなり知的障害の犯罪の方が多く、お前しかいない、お前ならできると言われると何度も繰り返してしまう、とても悲しい事実だという話を聞いたりしているので、そこをどう入れるかは難しいですが、例えばコラムのところとかに「青少年犯罪が実は増えています」のような形のほうが「再犯を防ぐ取組の好循環」よりも、そうなのかといったふうになるのではないかと思います。

委員：

学校教育が非常に大きいと思います。教育の中でそういうことを教えるというのではありませんが、必要であるとすごく思うのです。少年犯罪で私もオレオレ詐欺ではないですが、受け子というのを持ったことがあります。実際に簡単になんでそういうことをというのが起こっているのです。その子が怖くなって母親に言ったから、それ以降はそんな犯罪にはならなかったのですが、私のところに来ていて、要するに簡単にやるのですよ、信じられないのですが。そういうの、すごく増えているのです。犯罪を犯した人のIQはいろいろな調書に出てくるのですが、やはり、中学は不登校でとか、高校もろくに行っていないとか、そういうのは教育の場の責任というのが非常に大きいと感じております。これはすぐに解決する問題ではありませんが、その辺はやはり学校の授業にそういうのを取り入れたり、薬物などもそうですが、そういう授業も必要なのかとつくづく思います。

会長：

ありがとうございます。この話題はもっともっと掘り下げられてしまう話題かなと思いますが、学校教育とかでも大切な話ですが、なかなか地域福祉計画の中で掘り下げるのは難しいとは思いますが、こういったやり取り意見があったということは、ぜひ事務局のほうから学校教育関係のほうにもご報告をいただければと思います。また、コラムという1つ案もいただいたところですので、そういったところもご検討の中に入れていただければと思います。この件に関してはよろしいでしょうか。

委員：

関連なのですが、障害者権利条約の中でも女性の障害者をどう守るかということがかなり大事になってきています。ボーダーの中の女性がどうしても犯罪のほうに売春のほうに引きずられてしまう実態があって、本当にどうしていいのかと我々も本当に困っているの、ただそういう事実があって守らなくてはいけないというところはどこかで、ここには書けないかもしれませんが、事実として知らなければならないと思います。

会長：

ありがとうございます。

委員：

先ほどの委員の青少年育成ということでの話なんですけど、一応各中学校区に青少年育成協議会というのがあります。そこは学校とPTAと民生委員もかなり入っていくのですが、そこで一応活動はやっているかと思います。その市のほうの統括は児童青少年課ですか。そうですね。そういう組織があるので、そこで少し具体的にどうなるかということを進めていけるとと思います。

会長：

ありがとうございます。いずれも貴重な視点で、あるいは情報だと思いますので、反映できるところは反映として、またつないでいただくところはつないでいただいて、とても大切なお話だと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。この切り口でよろしいでしょうか。

委員：

地域福祉計画の内容の話ではなかったのですが初めは遠慮していましたが、さっきPDCAの話が出たのでその関連を少しお話ししようと思いました。62ページにPDCAが書いてあるわけですが、「Plan」があって「Do」があって「Check」があって「Action」があって、この「Action」も次の「Plan」につながるというのでサイクルになっているわけです。ところが10年計画で、たった1回チェックすると、モニタリングすると、それでいったいこのPDCAサイクルを1ページかけてこれだけの図があるのかなど。実はですね、10年前の第3次計画はどうだったのか興味があったものですから、それを見てもみますと、一応PDCAサイクルは書いているのですが、「Plan」「Do」「Check」「Action」まで横に一線引いているのです、矢印で。従って、「Action」と「Plan」がつながっていない。しかしやはり、もし10年計画であれば、3年ごととか1年ごととか課題を抽出してそれを次の計画に盛り込んでいき、それを繰り返してできるだけ実行を高めていきたいというのがPDCAサイクルの一番の本質だと思うのですが、62ページの図を見て、立派な図が描いてあるのですが、少し違和感を感じました。

会長：

ありがとうございます。先ほどの話に戻るかとは思いますが、計画の進行管理に関してのご意見だったと思います。進行管理について何かご発言いただける方は他にはいらっしゃいませんか。10年という期間の中で、やはり「Check」のための「Action」というところは、やはり必要ではないかというご意見だったと思いますが、その他はよろしいですか。ここは先ほどの繰り返しになると思いますので、こういったところは審議会でも意見があったというところはよく声を聞いていただければと思います。

委員：

40 ページになります。3つの地域ということ今回出させていただいて、この3つの地域が今後地域福祉コーディネーターの活動圏域になるということでは非常に重要な概念だと思いつつ、私と会長が、3つの地域の東部、中部、西部の境目がどこか定義ができるかといった時、この名前の包括が東久留米にはあるようなので東久留米の方はたぶん東部、中部、西部とイメージはわくということかもしれませんが、東部、中部、西部という定義がもう少しあると明確ではないかというのと、わからなかったのは、包括自体は5つあるということなのですか。東部、中部のところには本部と包括があるようですが。

事務局：

いいえ、あくまで1つを2つの本所と分所といった感じのイメージです。

委員：

なるほど。それでは、この3つの地域というのは、基本的に包括支援センターの圏域と一致しているということですね。

事務局：

一致していません。一致していないので、今回確かに図とか載っていたほうが、ここが東部ですよここが中部ですよと載っていたほうが良いとは思ったのですが、圏域としてしまうと包括に寄ってしまうので、あえて地域という言葉に置き替えて、社協さんの地域福祉活動計画においてもこの3つのエリアで分割されているので、これがいいのかなと思っています。

委員：

地域福祉コーディネーター自体がここを基盤としながらという形になるので、イメージがつくというのではないかと思ったのが1つです。その上で、例えば近い形だと、狛江市が3つのエリアという形で包括とだいたい一致した形で3つになっているのですが、狛江の場合にはこの3つの所に、世代を超えた人たちが集って一緒に活動する居場所というもの

をエリアごとに1つずつ整備されている形になっています。そのうち自発的にできたものもあるのですが、1つは市のほうでこのエリアにもそういった場所が必要だろうと力を入れてつくった所があります。そんなふうに、地域福祉コーディネーターがたぶんエリア分けだけ渡されてそこで活躍しろと言われても、なかなか難しいところがあって、この圏域の中で地域福祉コーディネーターというのがどういったところを中心に活動を展開していくかというようなところは活動計画の中で今後議論されていけばいいのかもしれませんが、そこら辺のこの3つの地域の中で、やはり世代を超えてというようなことを起爆剤としていくとすると、今事業が取組内容のところそれぞれ並んでいます。この3つのエリアの中で事業の分野を超えたネットワークをつくっていったりとか、そういったものの起爆剤で例えば活動拠点とか居場所とか何かそういったものがこの先必要になってくるということで、今この計画の中に盛り込むことが難しくても何かそういった地域福祉コーディネーターだけに任せないということが少しこの3つの地域のところでほしいと思っています。

会長：

ありがとうございます。40 ページのエリアの話では、同様のことを私も事務局のほうにはお伝えしていたので、3つの地域というのがこういう意味合いから「地域」という言い方をしているのだという表現はどこかに適用したり地図で示したりすることは必要ではないかということは同感です。あとは拠点ですね。3つの地域での居場所となるような取組、あるいは拠点になっていくようなサテライト的なものが、狛江市ではやっているというお話だったと思いますが、このあたりは社協の活動計画の中でも居場所づくりをやっていると思いますので、空き家を使ってとか、こういったところとそれの発展系としてきちんと盛り込んでいけるようにつなげなければならぬ話だと思います。

委員：

51 ページの「(3) 情報提供と福祉サービスの質の向上を図る」というところですが、一番下に「指導検査の実施」とありますが、これは制度どおりやっているかどうかの検査になることが多く、ここに載せるかどうかというよりも、我々が障害のある人の人権を守るためにやっているかどうかという質というのは市民の人たちの関わりではないかと思っています。専門の担当課というよりも、いかに市民の人たちが市民の目線で福祉を見て、福祉のサービスを見れるかというところなのかと個人的な想いです。そういう視点というのはここにはすぐには載せられないかもしれませんが、福祉サービスの質の向上というところで今「主な取組」で挙げられている部分をやれば上がるのかという問題ではないのではないかと、いうところで意見を述べさせてもらいました。

会長：

ありがとうございます。いたって本質的なご意見ではないかと思っています。ここに載せるこ

とが改善につながるのかというご意見でございましたので、このあたりは各所管課とのやり取りがあつての掲載だと思いますし、広い意味では当然その地域福祉の推進につながる情報提供と福祉サービスの質の向上にもなっているとは思いますが、実の部分には計画策定を通していろいろと確認をいただければと思います。

委員：

具体的な話になるのですが、48 ページのあたりから他にも出てくるのですが、認知症サポーターステップアップ講座について書かれています。「養成講座及びステップアップ講座」ではないかと思ひます。養成講座を入れないのはなぜですか。「認知症の方の暮らしを支える地域づくり・人材育成」というところで、認知症サポーター養成講座もして、それプラス養成講座を受けられた認知症サポーターが次のステップアップ講座に出てまたさらにと位置づけられていると思ひます。ステップアップ講座だけが取り上げられているのですが、認知症サポーター養成講座でできる限り認知症についての正しい知識を持つ人を市民の中にいっぱい育てていき、さらにそれを進化させるステップアップ講座という含みであれば両方とも載せたほうがいいのではないかと思ひます。

事務局：

介護福祉課に確認を取ります。44 ページでは載せています。

会長：

ここは確認いただいて、載せるのであれば載せないとバランスが悪いということですね。むしろ養成講座のほうが基本として大事だということですね。

委員：

小さなところですが、23 ページの一番下の審議会意見の1行目で、「住民だけの共助である必要はなく」とありますが、住民だけの場合は「互助」なのではないですか。ただ、これは審議会の意見として出たものですね。変えられないならいいですが、「共助」というと福祉サービスの意味もあつたりするので、住民だけという時には「互助」のほうがいいと思ひました。

会長：

何か当時の記録はありますか。

事務局：

確か、この意見を聞いた時は「互助」という考え方がなかったと思ひます。この会議の委員さんの中で「互助」に変えてもいいですか。

委員：

これは私が言ったのかもしれませんが。本当は「互助」のほうが本来の目的ですね。「共助」というのはいわゆる保険のことですね。仕組みは出来上がっていて、例えば介護保険にしても病気でない人からお金をいただいてそれを介護保険として受けるわけですが、それは仕組みとして決まっているわけですから、特に取り上げることはありません。「互助」の場合はお互いのボランティアを含めてお互いの気持ちで支え合っているわけですから「互助」のほうが大事ではないかということで、昔は「共助」だけだったので「互助」も入れるべきだと申し上げたいです。

会長：

ありがとうございます。事務局からありましたが、当時ここは「共助」という言葉でお話をしていたと思うのですが、後ほど「互助」という言葉も加わり、意味合いとしては「互助」というようなお話をしていたと思いますので、ここは「互助」と変えてもよろしいですか。それでは、合意ということで修正をよろしく願いいたします。

委員：

57 ページのユニバーサルデザインのところで、市の他の計画との関係の中でバリアフリーの視点の表現を使っていると思うのですが、ユニバーサルデザインは文脈によっていろいろな意味があり、こういうハード的などころだけではなく、例えば印刷物や掲示物を見やすくすること、具体的にはフォントや色遣いや視覚障害者・聴覚障害者等いろいろな方への配慮、ピクトグラムを使って理解が難しい方にはわかりやすくといったことを含めていると理解しています。アクセシビリティについては別途記載があるので、あえて施策のところでは触れる必要はないと思うのですが、せっかくここに注釈があるので、ソフト的なものを含むような視点で書いていただけると、「ユニバーサルデザイン＝ハードのバリアフリー」といった誤解にならないと思いました。可能であれば追記していただければと思います。

会長：

ありがとうございます。いかがでしょうか、表記について。ソフト面ということで誤解がないようにということですね。

事務局：

わかりました。

委員：

51 ページの（3）の本文の下から2行目に「福祉サービス事業者」という方が出てきていますが、3ページの用語の定義のところでは「福祉サービス事業者（社会福祉法人を除く）」

となっています。51 ページの「福祉サービス事業者」は、株式会社とかの事業者だけを指しているという意味になってしまいます。3 ページの「(社会福祉法人を除く)」はいらないのではないですか。

会長：

3 ページでは、事業者というのが社会福祉法人を除く福祉サービス事業者と規定をしています。そういう解釈をしてしまうと、51 ページのほうは株式会社のみとか社会福祉法人ではない人たちのことを指すことになってしまいます。

事務局：

このままではまずいですね。

会長：

それでは51 ページないし3 ページの整合性や「事業者」という使い方も整理をしたほうが良いということです。51 ページの表現を精査していただきたいと思います。

委員：

57 ページですが、「誰もが使いやすい公園の整備」というところで環境政策課というふうに入っていますが、市内には大きな都立公園がございまして、この公園の扱いはどんなふうになっていますか。

事務局：

都立公園についてはやはり都の管理になります。市から要望は出せますが、それを東京都がやってくれるかどうかはわかりません。遊具等の市民からの要望を言うことはできますが実際にやっていくのは東京都です。

委員：

ここで言うお話ではないかもしれませんが、都立公園に取り付けられた遊具が数日で壊されてしまったり、先日は木のベンチが燃やされていることがあったり、毎日のようにアルコール類のビンが転がっていたり、タバコの吸い殻が転がっていたりというようなことがあったりしています。かなり地域の人たちも力を入れて、子どもたちに声をかけるのはドキドキすると言いつつも声をかけたりしていますが、せっかく「公園の整備」というところがあるので、声を出すことを近隣の人たちが嫌がったり、子どもたちが夜遅くまで騒いでいたりすることもあるので、健全に使いやすい公園にするため、東京都のものだからということではなく、何かしらやり取りや連携はできないものなのではないでしょうか。実際に工事を見ていると、東久留米の持ち物のところだけ工事がなされていなくて、そこで工事が止まるという

変なことが起きたりしています。

事務局：

ご意見として担当に伝えておきます。

会長：

ありがとうございます。整備の話だけではなく、使い方というところではまさにこの地域福祉計画の中でも考えていかななくてはなりません。そういった子どもたちがなぜそういう行動に出るのか、居場所であったりとかつながりであったりとか、トーヨコのキッズの問題と同じなのではないかと思います。

委員：

関連するかもしれないですが、やはり地域福祉計画の中で、この東久留米で、こうしたほうがいいのではないかというようなことが、市の中ではなかなかできないことについては、東京都や国に対して声明や要望を出す機能が審議会運営でもいいのであったほうが良いと思います。地域福祉計画をつくるように言われてつくっていますが、その中で、東京都や国が頑張してほしいことの要望を出せるような仕組みがあってもいいのではないかと思います。そういうことが、具体的に地域の福祉を豊かにしていくことの1つではないかと思っていますので、そういう仕組みを考えていただけるといいなと思いました。

会長：

ありがとうございます。ご意見として受け取っていただければと思います。お時間もまもなく9時になるところですが、いかがでしょうか。今日、たくさんご意見をいただきました。もちろん、すべて綺麗に反映できるものではないと思いますが、事務局のほうで整理を頑張ってください、次回はそれを基に、パブリックコメントに出す前のほぼ成案に近い形のものが上がってきます。最後の意見交換の時間になりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

### 3 その他

会長：

ありがとうございました。次第3「その他」でございます。事務局のほうからよろしくお願ひします。

事務局：

次回の審議会及び部会についてございますが、今日机上で配布させていただきました開催通知にもございますとおり、11月13日（水）午後7時からここで開催いたします。内容

につきましては、先ほど会長がおっしゃったとおり、素案についてほぼ成案という形で出したと思いますので、ちょっとした見直し等をしていただければと思っております。通知につきましては今日お渡ししているもので、改めてお送りはいたしませんのでご了承ください。よろしく願いいたします。

#### 4 閉会

会長：

ありがとうございました。まもなく終わりが見えてきましたので、皆さんお忙しいかとは思いますが次回も予定を入れていただければと思います。では、以上を持ちまして「第4回東久留米市社会福祉審議会及び包含計画検討部会」を終了したいと思います。ありがとうございました。

以上